

付 議 第 1 号

高知県児童生徒表彰規則の一部を改正する規則議案

高知県児童生徒表彰規則（平成 11 年高知県教育委員会規則第 4 号）の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年高知県教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 3 号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(3) 規則及び訓令を制定し、又は改発すること。

高知県児童生徒表彰規則の一部を改正する規則の概要

1 改正の目的及び内容

現行の規則には、表彰対象に高等専門学校（1年次から3年次まで）が含まれていないため、これを加えようとするもの。

2 施行期日

公布の日から施行する。

教 育 委 員 会 規 則

高知県児童生徒表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 5 年 1 月 日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第 号

高知県児童生徒表彰規則の一部を改正する規則

高知県児童生徒表彰規則（平成11年高知県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び特別支援学校」を「若しくは特別支援学校若しくは高等専門学校（1年次から3年次までに限る。）」に、「それらの」を「これらの者の」に改め、同条第3号中「、特に」を「特に」に改め、同条第4号中「文化や科学」を「文化又は科学」に改め、同条第6号中「規定するもの以外で」を「掲げるもの以外のもので、」に改める。

第5条第2項中「以下」を「第10条において」に改める。

第9条第3項ただし書中「必要と認める場合には」を「必要があると認める場合は」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新 旧 対 照 表

新

高知県児童生徒表彰規則(抜粋)

本則

(表彰の区分)

第2条 表彰は、高知県内の小学校、中学校、高等学校若しくは特別支援学校若しくは高等専門学校(1年次から3年次までに限る。)の児童生徒又はこれらの者の団体を対象に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める内容について行う。

(1)・(2) 略

(3) 芸術の部 芸術面の活動で特に功績が顕著なもの

(4) 文化の部 学校、家庭又は社会生活の中で、文化又は科学の分野に特に功績が顕著なもの

(5) 略

(6) その他の部 前各号に掲げるもの以外のもので、特に功績等が顕著なもの

(選定委員会)

第5条 略

2 選定委員会の会議は、高知県教育長(第10条において「教育長」という。)が招集する。

(被表彰者の選定等)

第9条 略

2 略

3 教育委員会は、前項の候補者名簿を基に被表彰者を決定するものとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認める場合は、同項の候補者名簿に登載された者以外の者を被表彰者とすることができる。

旧

高知県児童生徒表彰規則(抜粋)

本則

(表彰の区分)

第2条 表彰は、高知県内の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の児童生徒又はそれらの団体を対象に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める内容について行う。

(1)・(2) 略

(3) 芸術の部 芸術面の活動で、特に功績が顕著なもの

(4) 文化の部 学校、家庭又は社会生活の中で、文化や科学の分野に特に功績が顕著なもの

(5) 略

(6) その他の部 前各号に規定するもの以外で特に功績等が顕著なもの

(選定委員会)

第5条 略

2 選定委員会の会議は、高知県教育長(以下「教育長」という。)が招集する。

(被表彰者の選定等)

第9条 略

2 略

3 教育委員会は、前項の候補者名簿を基に被表彰者を決定するものとする。ただし、教育委員会が特に必要と認める場合には、同項の候補者名簿に登載された者以外の者を被表彰者とすることができる。